

付託議案の取り扱い及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する
理事会決定事項

【付託議案の取り扱い】

①分科会の担当割り振りについて

付託された議案は、別紙（分科会分担表）のとおり、健康福祉分科会に割り振る。

②審査等の日程について

- ・5月30日（月） 本会議散会後に全体会を開き、分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う
- ・5月30日（月） 全体会散会后、健康福祉分科会で質疑
- ・5月31日（火） 本会議散会后、理事会で全体会での質疑の通告を含め、全体会の議事の確認
- ・6月1日（水） 本会議散会后、全体会で質疑
- ・6月2日（木） 本会議散会后、全体会で討論・採決

③全体会での質疑について

- ・付託された議案第15号を議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、5月31日（火）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者の一覧については、5月31日（火）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、5月31日（火）の午後1時まで、あるいは理事会が午後1時以降に散会となる場合はその散会后直ちに、委員長の許可をとる。

④討論及び採決について

- ・付託された議案第15号を議題とし、討論・採決を行う。

- ・ 討論の方法は、1 会派 1 人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・ 討論を行う場は、演壇とする。
- ・ 採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

⑤全体会の執行部への出席方要求について

- ・ 5 月 30 日（月）の全体会の出席理事者については、求めない。
- ・ 6 月 1 日（水）の質疑を行う全体会及び 6 月 2 日（木）の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、市長に対してのみ行い、教育委員会などの他の執行機関には行わない。
- ・ 出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、5 月 31 日（火）の理事会で伝える。

⑥修正案等について

- ・ 議案第 15 号に対し修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う 6 月 1 日（水）の午後 5 時、あるいは、全体会の散会時刻が午後 4 時を過ぎた場合は、全体会散会后 1 時間以内に事務局へ提出する。
- ・ 修正案等が提出された場合は、6 月 2 日（木）の討論・採決の日の午前 9 時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

①傍聴について

- ・ 全体会は許可とする。なお、傍聴方法は本会議と同様とする。
- ・ 理事会は不許可とする。
- ・ 分科会は、各分科会長において判断する。

②その他の感染防止対策について

○換気

- ・ 換気は常時行う。

○アクリル板の設置

- ・ 発言時の飛沫対策として、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板を設置する。

○マスクの着用

- ・ 議場出席者は全員マスクを着用することとする。その他フェイスシールド及びマウスシールドの着用を認める。なお、マスクを万が一忘れた場合は、事務局まで

連絡することとする。

- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時に限り、マスクを外すことを認める。

○水差しの撤去

- ・水差しの設置はとりやめる。なお、ペットボトルまたはマイボトルは自身で用意する。また、飲料は、水に限る。

○消毒

- ・演壇、質問席及び答弁席にアルコール消毒液を設置することとし、発言等による登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行うこととする。
- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時にマスクを外して発言をした場合は、自席に戻る前に、必ず自身で発言した机上及びマイクの消毒を行うこととする。